

(公社) 日本分析化学会関東支部 講演会・講習会運営規程

(趣旨)

第1条 公益社団法人日本分析化学会（以下「本会」という。）関東支部（以下「本支部」という。）が主催する講演会及び講習会等の運営については、この規程の定めるところによる。

(実行委員会)

第2条 講演会及び講習会を開催するにあたり、実行委員を任命する。なお、実行委員は本支部の支部長、副支部長、常任幹事のうち少なくとも1名を含むものとする。

2 講演会及び講習会の開催に際して発生する旅費や日当は、本支部の旅費規程に基づき支払うものとする。ただし、オンラインで参加した委員に関しては交通費の支払はしないものとする。

(講師謝金等)

第3条 講演会及び講習会の講師の謝金等（税別）については以下の通りとする。

- 一 講師が本会会員又は会員歴のある場合：支出しない
- 二 講師が本会非会員（会員歴のない場合）：10,000円以下
- 三 本会会員・非会員に関わらず、資料作成費：10,000円以下

(必要経費)

第4条 講演会及び講習会等の開催にあたり、必要経費を支払うことができる。必要経費は以下に挙げるものとする。

- 一 有料の会議室・会場を利用した場合の使用料
- 二 講演要旨を製本した場合の製本費
- 三 講演要旨を受講者に発送した場合の郵送費
- 四 ZOOM等を有償で利用した場合の使用料
- 五 実習を実施した場合の器具や薬品の使用料又は購入費
- 六 実習の際に装置を搬入したときの借用料及び運搬・搬入費
- 七 振込手数料
- 八 1人当たり概ね1,000円程度（税別）までの講師及びサポート要員の昼食代

その他に必要とされる経費に関しては、事前に支部長の承認を得たものについて支出できることとする。なお、サポート要員の対象に関しては実行委員が定め、事前に支部長の承認を得るものとする。

(懇親会又は慰労会)

第5条 講演会又は講習会に際し懇親会（受講者参加）又は慰労会（受講者不参加）を開催できるものとする。

2 懇親会又は慰労会の費用は講演会又は講習会の会計より概ね1人当たり5,000円程度（税別）まで負担することができる。

(その他の作業費)

第6条 実習等で個々の受講者の分析報告データの統計処理及び解析作業が必要となった場合の解析費、検定等を行った場合の審査費用、筆記試験問題等の作成費及び採点が必要となった場合の試験問題作成費用及び採点費用、講演会及び講習会の受講者にアンケートを実施した場合のアンケート解析費用等のその他の作業費に関しては支出しないものとする。

(その他)

第7条 実行委員が著者として関与するテキストを使用し、これにより書籍の印税が発生する場合、本支部にその全額を納めるものとする。

2 以上の規定に定めのない事項については、支部長が決裁するものとする。これにより支出が発生した場合に支部幹事会において報告を行う。

3 本規定を改定する場合は、支部長、副支部長、常任幹事の発議により本支部幹事会において審議を行うものとし、出席者の過半数の賛成により改定の可否を決する。なお、改定が可とされた場合、支部長は直ちに支部ホームページ等により告知を行う。

付 則

この規則は、2022年（令和4年）8月10日から施行する